

悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び規制基準

第1 規制する地域

三沢市の区域のうち、別紙の実線で表示した区域

第2 規制基準

(1) 事業場の敷地の境界線の地表における規制基準（許容限度）

特定悪臭物質の種類	濃 度
アンモニア	大気中における含有率が100万分の1
メチルメルカプタン	大気中における含有率が100万分の0.002
硫化水素	大気中における含有率が100万分の0.02
硫化メチル	大気中における含有率が100万分の0.01
二硫化メチル	大気中における含有率が100万分の0.009
トリメチルアミン	大気中における含有率が100万分の0.005
アセトアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.05
プロピオンアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.05
ノルマルブチルアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.009
イソブチルアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.02
ノルマルバレールアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.009
イソバレールアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.003
イソブタノール	大気中における含有率が100万分の0.9
酢酸エチル	大気中における含有率が100万分の3
メチルイソブチルケトン	大気中における含有率が100万分の1
トルエン	大気中における含有率が100万分の10
スチレン	大気中における含有率が100万分の0.4
キシレン	大気中における含有率が100万分の1
プロピオン酸	大気中における含有率が100万分の0.03
ノルマル酪酸	大気中における含有率が100万分の0.001
ノルマル吉草酸	大気中における含有率が100万分の0.0009
イソ吉草酸	大気中における含有率が100万分の0.001

(2) 事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準（許容範囲）

特定悪臭物質（アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン及びキシレンに限る。）の種類ごとに次の式により算出された流量とする。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

〔この式において、q、He及びCmは、それぞれ次の値を表すものとする。〕

q 流量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

He 補正された排出口の高さ（単位 メートル）

Cm 事業場の敷地の境界線の地表における規制基準として定められた値（単位 100万分率）〕

備考

① 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$He=Ho+0.65(Hm+Ht)$$

$$Hm=(0.795\sqrt{(Q \cdot V)}) / (1+(2.58/V))$$

$$Ht=2.01 \times (10)^{-3} \cdot Q \cdot (T-288) \cdot (2.301 \log J + (1/J) - 1)$$

$$J=1/\sqrt{(Q \cdot V)(1460-296 \times (V/(T-288)))} + 1$$

〔これらの式において、He、Ho、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。〕

He 補正された排出口の高さ（単位 メートル）

Ho 排出口の実高さ（単位 メートル）

Q 温度15度における排出ガスの流量（単位 立方メートル毎秒）

V 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

T 排出ガスの温度（単位 絶対温度）〕

② この式による規制基準は、補正された排出口の高さが5メートル未満の事業場については適用しないものとする。

(3) 事業場の敷地外における規制基準（許容限度）

特定悪臭物質の種類	排出水量	濃度
メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	1リットルにつき0.03ミリグラム
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1リットルにつき0.007ミリグラム
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	1リットルにつき0.002ミリグラム

硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	1リットルにつき0.1ミリグラム
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1リットルにつき0.02ミリグラム
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	1リットルにつき0.005ミリグラム
硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	1リットルにつき0.3ミリグラム
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1リットルにつき0.07ミリグラム
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	1リットルにつき0.01ミリグラム
二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	1リットルにつき0.6ミリグラム
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1リットルにつき0.1ミリグラム
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	1リットルにつき0.03ミリグラム

第3 縦覧期間

平成24年4月2日から

午前8時15分から午後5時まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く)

[別紙] 略